

最高裁秘書第629号

令和4年3月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和4年2月2日付け（同月4日受付、第030951号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について（平成29年2月17日付の最高裁判所事務総局広報課長等の事務連絡）を制定した際、以下の文書をどのように考慮したかが分かる文書

- ① 「刑事訴訟又は他の訴訟において言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合又は当該手続が夫婦間の争い若しくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、公開する。」と定める自由権規約14条1項
- ② 29項において「裁判が公開されていない場合でも、基本的な事実認定、証拠、法律上の理由付けを含む判決は、少年の利益のために必要がある場合、または当該手続が夫婦間の争いもしくは子どもの後見に関するものである場合を除いては、公開されなければならない。」と記載している規約人権委員会の一般的意見32「第14条・裁判所の前の平等と公正な裁判を受ける権利」（日弁連HPの「自由権規約 条約機関の一般的意見」に掲載されているもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。

担当課 秘書課（文書室）電話 03（4233）5240（直通）